

放射性物質の輸送に関する IAEA の安全要件の取入れ及び IRRS の指摘事項に対応するための関係する原子力規制委員会規則、告示及びガイドの改正案に対する意見募集の結果について（ 2 / 2 ）

令和 2 年 1 0 月 1 4 日
原子力規制委員会

放射性物質の輸送に関する IAEA の安全要件の取入れ及び IRRS の指摘事項に対応するための関係する原子力規制委員会規則、告示及びガイド等の改正案について、意見募集を実施しました。その結果につきましては、以下のとおりです。今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 . 概要

意見募集の期間：令和 2 年 8 月 20 日から令和 2 年 9 月 18 日（30 日間）

意見募集の対象：

- 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイドの一部改正について（案）

意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX 及び電子メール

2 . 意見募集の結果等

御意見数¹：3 件

御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

¹ 総務省が実施する行政手続法の施行状況調査で指定された算出方法に基づくもので、別紙にある意見の数とは一致しない。

御意見に対する考え方

1 - 6 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイド 一部改正案に関するもの

番号	御意見	考え方
2.3. 核燃料輸送物設計承認申請関係		
1	<p>・ 3 ページの改正後欄の 7 行目「運搬に至る」は「運搬開始に至るまで」を意味していると理解してよろしいか？</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
2.5. その他の事項関係		
2	<p>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイドの一部改正について（案）</p> <p>< 該当箇所 > 5 頁 1 行目（2.5(3)）</p> <p>< 内容 > 今回の改正で、ISO1496-1 について引用されている年版が 1990 年から 2013 年に改正されていますが、今回取入れ対象の IAEA 輸送規則 SSR-6 Rev.1（2018）629 項（参考文献[18]）及び最新の国連オレンジブック第 21 改訂版（2019）では改定されておらず、引き続き 1990 年版が有効とされています。このため、改正は不要と考えられます。本改正によって国内法の一部のみが改正されると国際的な不整合が生じて、安全上問題ないにも関わらず国際的な輸送の阻害となる可能性が生ずると思われます。</p> <p>なお、当該ガイドでは、「・・・例えば以下のように適用しようとする基準を記載すること。」とされており、あくまでも例示であるため、今後申請する場合にも IAEA 輸送規則のとおり、1990 年版の適用も認められるのでしょうか。</p>	<p>御指摘の ISO1496-1 については、IAEA 輸送規則 SSR-6 Rev.1 の参考文献【18】に 2013 年版も追加されています。</p> <p>一方、申請手続ガイドの御指摘の箇所の記載は、御理解のとおり、あくまで例示している箇所のため、ISO1496-1 の 1990 年版を適用することを妨げるものではありません。</p>

3	・ 5 ページの改正後欄の最下行から上に 8 行目「以下を」は「以下の事項を」と記載したほうがよいと思います。	文意は変わらないため、原案のとおりとします。
別記第 2 関係		
4	・ 7 ページの改正後欄の内容欄の最下行から上に 3 行目「六ふっ化ウラン」は「六ふつ化ウラン」と記載したほうがよいと思います。コメント募集対象の「平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部改正に関する表」での用例と同様に。	文意は変わらないため、原案のとおりとします。
その他		
5	・ 1 ページの「傍線部分」は「下線部分」のほうがよいと思います。	文意は変わらないため、原案のとおりとします。
6	<p>経過措置の考え方について、R3 年 1 月 1 日の時点で有効期間が残存している容器承認及び安全設計解析書（SAR）については、それぞれの有効期間の間に今回の法令改正を反映して承認の更新を申請すれば良いでしょうか。</p> <p>また、仮に令和 3 年 1 月 1 日以降、経過措置によって認可が継続している容器を使用して運搬確認の申請を行う場合、今回の法改正における変更内容（経年変化の影響など）が運搬確認の申請書（車確申請書）の審査において要求されることはないと思いますが、正しいでしょうか。</p>	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則への御意見（別紙 1 - 1 の番号 4）と同一の御意見ですので、当該御意見への考え方を参照してください。

番号 6 の考え方中の「(別紙 1 - 1 の番号 4)」は、本意見募集と同時に実施された「放射性物質の輸送に関する IAEA の安全要件の取入れ及び IRRS の指摘事項に対応するための関係する原子力規制委員会規則、告示及びガイドの改正案に対する意見募集について (1 / 2)」の御意見に対する考え方の別紙 1 - 1 を指しています。

その他の御意見

番号	御意見（要約）
1	本改正に賛成との御意見